

# 「明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例（素案）」に関する意見募集結果について

## 1 意見募集の概要

- 募集期間：2022年1月15日(土)から2022年2月13日(日)まで
- 応募方法：メール、FAX、郵送、持参

## 2 意見募集の結果

- 意見総数：合計116件のご意見をいただきました。

<参考>

### ①年代

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	未回答
3件	4件	4件	23件	8件	27件	36件	11件

### ②市との関わり

在住	在勤	在住・在勤	在学	その他	未回答
88件	9件	11件	2件	1件	5件

## 3 ご意見等の概要及び市の考え方について

寄せられたご意見及び市の考え方は別紙のとおりです。

※提出していただいたご意見は、同様のご意見は集約し、趣旨を損なわないように要約しています。

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
全体		
1	<p>「明石工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取り組みの推進に関する条例（素案）」に賛成します。</p> <p>明石市は工場緑地のあり方検討会を地域団体、事業者、学識経験者、環境団体の代表者によって設置し、6回開催し、慎重に議論してきました。その結果、①「SDGs 未来安心都市・明石」との整合性をはかる、②「市内全域で条件付き緩和」、③「明石版ネット・ポジティブ・インパクト」制度の導入などは、きわめて先進的で妥当な結論だと思えます。</p> <p>明石市は、これらの検討会からの意見をもとに「条例案」を作成しました。その内容は、①工場緑地面積率を現在の20%以上から、市街地10%以上、南二見人口島5%以上に緩和する。②人にも地球にもやさしいまち、良質な緑地の形成、CO<sub>2</sub>排出量削減の取り組みなど、地球環境を守る方向が示されています。一定の緑地面積の緩和は現状を踏まえ、認めざるを得ないと思われま</p>	<p>現在、特定工場では、現行の緑地面積率等の基準によって老朽化した工場の建替えや設備投資が行えず、労働環境が悪化しており、雇用の維持確保や市外転出の可能性など課題を抱えており、課題解決のためには工場の緑地面積率等の緩和が必要と考えています。</p> <p>一方、工場緑地面積率等の緩和に伴う市民生活への影響や、工場と周辺環境との調和、緑地の持つ多面的な機能を踏まえると、工場緑地面積率等の緩和には、環境への配慮と地域の理解が必要であると考えています。</p> <p>このようなことから、明石市では、学識経験者をはじめ経済団体、環境団体、市民・地域代表によって構成される「明石市工場緑地のあり方検討会」を設置しました。</p> <p>検討会では、明石市のSDGsの理念に基づくまちづくりの考え方を踏まえ、経済・環境・社会の三側面による総合的な検討が行われ、工場立地法等に関連する制度をはじめ、他都市における緑地面積率等の状況や緩和に伴う代替措置、事業所税等の市税の概要、企業等の地域貢献の取組状況など、多種多様な資料に基づき、多角的な見地から考察を行うとともに、市民意見募集の実施や緑地の専門家からの助言を得るなど、より幅広くより深い視点を持って十分かつ丁寧に議論されました。</p> <p>そこで、検討会からは、緑地面積率等の緩和により、経済面では特定工場が敷地を利活用することによって、労働環境の改善や雇用の維持確保、地域経済の活性化等が図られるとともに、環境面では良質な緑地の形成やCO<sub>2</sub>排出量の削減などに取り組むことで、緑の機能や環境への正の効果（環境効果）を高めることとします。加えて、社会面では企業と地域・市が一体となって地域の課題解決に取り組むことで、地域の個性を活かしたまちづくりを推進することで、緩和前と比べてより良いものとする「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度」について取りまとめられました。</p>
2	<p>検討会の議事録を読みました。工場立地法ができた経過、SDGs、環境基本計画、緑の基本計画等を踏まえての議論。第3回の市民意見をどう取り入れるかの議論。非常に熱心な議論が行われ、委員の皆様の熱意が伝わってきます。市民の意見を聞いた、第4回目以降からは、市民の意見に耳を傾け、非常に地に足のついた議論となっていると強く感じました。そして、市民の中に対立と分断を持ち込まず、どのようにして明石市の緑を守るか、非常にバランスの取れた議論と感じました。このような立場に立って作成された市が考える制度は若干の意見の違いはあっても、支持します。</p>	
3	<p>「明石市工場緑地のあり方検討会」が市長に提出した答申書にもとづき条例を制定することを望みます。</p> <p>①現「工場立地法」制定のきっかけとなった「公害問題」の改善の役割、②現在国際的にも「2030年までにCO<sub>2</sub>排出50%以上削減目標で地球環境の危機打開目標」が推進されている責任をはたす役割、③「環境・経済・社会」の三側</p>	

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
	<p>面で SDGs の推進を基本にしている点を評価・支持する。 「SDGs 未来安心都市・明石」らしい条例制定を望みます。</p>	
4	<p>工場緑地のあり方検討会がまとめを出す前に、市議会の一部会派の提案(=面積率 20%の緩和)が市議会で多数の賛成で議決された。それに対して、市長があり方検討会のまとめを受けて、それをふまえた提案(本市が考える制度)を示した。筋を通した態度だと私は思います。素案では工場緑地面積率現在 20%を市街地 10%、南二 5%となっている。あり方検討会の考え方を生かし、緩和を求める立場、法を守る立場、市民の緑が欲しい立場の合意がつけられることに賛成です。</p>	<p>本制度は、特定工場を設置する者と地域、そして市がともに課題に向き合い、相互理解を深め、将来を見据えて取り組んでいく、まさに「SDGs 未来安心都市・明石」にふさわしい、三方よしの制度であり、市は、検討会からの答申を最大限尊重し、条例の制定を目指しています。</p>
5	<p>工場緑地面積率規制は、その制定趣旨からすると、工場側の経営的都合により規制を緩和するべきものではない。むしろ、今日の地球環境課題や市街地の住環境の逼迫を考えれば、むしろ規制を強化するべき課題と言えます。まちづくりの目標に SDGs を掲げる本市にとっては、規制緩和は市のまちづくり目標および行政目標に逆行したもので、緩和するのはふさわしくない。</p> <p>しかし、対象工場の中には既存不適合から従前規模の施設に更新できないというケースなどの窮状があることは、法人市民の事情として配慮せざるを得ない。したがって、一定の条件を付けて緩和を認めることはやむを得ない。検討委員会の答申に基づく市作成の条例案はそうした観点から作成されたものとして評価できます。</p>	

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
6	<p>地球環境問題は、グリーン・イノベーションを掲げる産業界においても重要なテーマになっています。産業界においては、企業への投資や企業間の取引の国際基準として、既に、工場等のグリーン化の水準が評価される時代に入っています。具体的には、二酸化炭素の排出と吸収の結果がゼロに達しない工場から作られる製品は、商取引上不利な立場に置かれます。工場の移転に関する意見は、もう少し昔の視点であり、明石市に先行して工場緑地の規制を緩和してきた市町村は、再見直しが必要になることも十分に想定できます。工場の市外への移転を理由として、工場緑地面積の緩和を求めるこれまでどおりの視点には化石賞が与えられるのではないのでしょうか。</p>	<p>※「市の考え方」は1ページに記載しています。</p>
7	<p>工場緑地率の緩和は、本当はしてほしくないが、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトは、持続可能なこれからの明石市にとって、とてもいい考え方だと思います。これなら一定の緩和も地域住民としては容認しやすいです。</p>	
8	<p>明石市の条例（素案）は、特定工場を設置する者と、地域、市がパートナーシップによる取組を進め、緩和する前よりも「環境・経済・社会」の三側面にプラスの効果を生み出す「三方よし」の内容なので賛成です。ぜひ、そういう方向で条例を制定していただきたいです。</p>	
9	<p>本当は工場緑地面積率の緩和はしてほしくありません。公害は少なくなったかもしれませんが、私たちは地球温暖化という深刻な問題に直面しています。そんな中で、工場緑地緩和は、SDGs などの世界の流れに逆行していると思います。それでも、緩和しないと工場が建て替えられないなどの理由で、やむをえず緩和が必要なのであれば、最小限にさせていただいたり、屋上庭園など緑を多く配置していただきたいです。そういう意味からも、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトという発想は、目から鱗で、とても素晴らしい考え方だと思います。</p>	

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
10	<p>企業は利益を追求するのが目的です。そのために市民や自然に対する配慮といったものに気が回らないのは当然かも知れません。高度経済成長期には環境汚染が起きて、工場立地法等での規制が始まりました。しかし、環境は良くなったのでしょうか。昨今、地球温暖化による気候変動で、むしろ異常気象というかたちで地域環境が脅かされています。脱炭素社会を世界中が目指す中、緑地に関心が集まるのは当然のことです。</p> <p>企業の規制を緩和するためには、ネット・ポジティブ・インパクトのような住民への配慮の対策は是非とも必要です。今現在のことだけを考えるのではなく、5年先、10年先の未来を見据えた政策をお願いします。ヨーロッパでは、輸入品に関税をかける際に、生産地が環境配慮しているかどうかで、税率を変える考え方が導入されると聞きました。環境配慮している明石市が、生産地としてのブランドになるかも知れません。</p>	<p>※「市の考え方」は1ページに記載しています。</p>
11	<p>非常に合理的な考えだと思います。特に既存不適格の場合、現在までの既得権益があった。今後は何らかの制限を受けることは当然。さらに当時と現在では科学等の進化により生産設備等のコンパクト化や合理化がなされ、同規模程度の生産性はより少ない工場面積で可能となっている。このために新規工場建設には剰余面積も生まれ、土地の価値はその分高くなる。このためにもNPIの導入は合理的であり上質な地域環境創造のための手段であると思う。</p>	

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
12	<p>今回の条例は、SDGs の本来のねらいとは合致しないので反対である。環境と社会へのかなりの犠牲の上に成立する改訂条例案だと思われる。明石市がSDGs を重視した政策を実施していくためにも再検討すべきである。</p> <p>*なお、工場緑地の削減が抵触するのはSDGs の以下の3項目である。</p> <p>目標 11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>目標 13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>目標 15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻む。</p>	<p>※「市の考え方」は1ページに記載しています。</p>
13	<p>緑地面積率の減少に反対します。「ネット・ポジティブ・インパクト」にあるCO<sub>2</sub>排出量を全体的に減少させればいいんだという考えにも疑問です。企業が自己の利益率向上のため省エネや合理化を努めることは当然であり、緑地面積率の減少とは無関係に進めるべきだと思う。また、従業員の働く環境改善にしても同様です。</p>	
14	<p>緑化基準の引き下げに反対です。元々豊穡の海を埋め立てて、環境破壊をしている土地で、かろうじて自然回帰させていたのに、SDGs やカーボンフリーの世の中で、緩和をする今日的な意義が全く理解できません。</p>	

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
15	<p>緑地の面積率の緩和により、生活環境へのマイナスの影響が生じるのではないかと不安があります。素案では、ネット・ポジティブ・インパクトの「明石版」の導入の構想があり、緑地面積率の緩和前より、「よい環境」にするための様々な取り組みが提案されています。そこに労力を割かれるより、もともと工場立地法が制定された環境保全の趣旨にのっとり、現場の敷地面積率でのままでいいと思います。その上で、地域の住民も工場も一緒になって、構想にあるような取り組みを通じて、「すべての人にやさしいまちづくり」を進めていけばいいのではないのでしょうか。</p>	<p>※「市の考え方」は1ページに記載しています。</p>
16	<p>工場立地法は過去の「公害問題」をつくりださないように規制した良い法律です。緑地面積率を20%から5%、10%と減少させることに反対します。増加する方向で再考してほしい。</p>	
17	<p>そもそもこれからの未来もっとオート化が進むであろうに、なぜ工場面積を増やし、緑を減らすのだろうか？小学生の子にも分かって納得できるくらいに、もっと丁寧に市民に説明できないのか？法律で緑地面積を減らすことが認められているとかではなく、ほかの都市に先駆けてSDGsを意識した工場の緑地面積を増やすというなら、さすが明石市！となると思うし、未来のことも考えられているのだと思います。他の地域の人に誇れる明石市でありたい。</p>	
18	<p>本市が考える制度には賛成できません。明石市緑被面積が減少している中、企業が市民への責任を果たす立場にたっていただきたい。また、明石市も工場の緑地面積率を市が独自で指定できる基準の下限いっぱいに緩和するのは、気候危機打開を考える上でも、「SDGs 未来安心都市」をめざす明石市からしてもふさわしくないとと思われる。緩和の科学的根拠も示していただきたい。工場緑地の面積は法基準並みにすべきと考えます。「専門家からの助言」として言われている内容で、面積ではなく緑の立体的な容量（体積）の確保と「質の確保」とあり、立体的な容量確保のためにも面積が必要。</p>	

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
19	<p>100分の20以上だったのに市街地10%以上、南二見人工島5%以上とすると、要は緑地面積が減る。経済界からの要望が強いということだが、住民の健康についても考えてほしい。それだけでなく公園などが少ないので、温暖化や二酸化炭素の吸収などが減る。SDGsを推進している市がこの目標に反している政策を行っている気がしてならない。第一の目標は住民の健康、安全なのではないか。</p>	<p>※「市の考え方」は1ページに記載しています。</p>
20	<p>工場緑地(53.2ha)が市内の全体緑被(1,374ha)に対して3.87%であり工場緑地に緑地機能を期待しすぎるのはあまりにも現実的ではなく、CO<sub>2</sub>排出抑制に対してインパクトがない。そもそもネット・ポジティブ・インパクト制度の三方よしの制度自体に疑問を感じる。緑地を緩和する代替案として寄付等、企業に負担を負わせるような形の制度であるように感じる。工場緑地面積緩和により建て替え計画を進めるにあたり企業設備、施設をCO<sub>2</sub>排出の低減に配慮できるように新設拡大することにより環境配慮の企業として経済拡大する事で、新たにリクルートを行え、その社員は明石市へ居住するなど好循環が考えられる。それが「経済」「環境」「社会」の三方よしの政策で、負担を強いる段階で三方ではなくなると考えられる。</p>	
21	<p>企業は事業所税を支払っており、地域貢献にも熱心に取り組んでいる。こうしたなかで、寄附、アドバイザー会議、地域協定は、企業に二重、三重の負担を強いるもので、“三方よし”の考え方には程遠い。</p>	
22	<p>緑地面積率を変更することおよびその実施日を条例化すればよい。</p>	



No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
23	<p>今回の条例を拝見すると、工場を中心に緑地増進を進めていこうとされている印象を受けます。生産を主目的とする工場の生産性や労働環境の改善が進まない中、緩和と見返り風に緑地増進への寄与を求めることは、効果的ではないと考えます。市として、市全体の緑地、産業をどのようにプランニングし、増進・強化を進めようとしているのか、疑問です。工場緑地には近隣との調和機能といった意義もありますが、安全確保や企業秘密管理等の観点で、市民が工場内の緑地に触れ、楽しむことには大きな制限があります。SDGs、CO<sub>2</sub>削減とも重要な課題ですが他にも様々なアプローチ方法があると思います。加古川市は昨年4月に緑地面積率を緩和されました。明石市に工場を置くメリットがなければ、企業は移転を考え始めると愚考します。周辺地域にご迷惑をおかけしない環境管理、安全管理を第一義に徹底しつつ、生産性や労働環境の向上により、収益や雇用の場の確保、という形を志向することがベストであると考えますので、より産業振興策の観点を加味した施策を希望いたします。</p>	<p>※「市の考え方」は1ページに記載しています</p>
<b>製造業への影響</b>		
24	<p>コロナで今までの雇用やいろんなシステムが変わっている。考え方を違う方向に展開してほしい。</p>	<p>本市の製造業全体における平成30年中の製造品出荷額等は、約1兆3,190億円となっており、県内41町中、神戸市、姫路市、尼崎市に次ぐ、県下第4位となっており、本市は県内を代表する産業都市であり、多くの市民がこれら製造業に関わっています。</p>
25	<p>隣の加古川市では、事業所税もなく、緩和率は法で認められた上限の率を採用しており、企業への負担も求めてない。また、稲美町も同様の動きをしていると聞いている。これに対し緩和率も不十分で、企業への負担も大きい。明石市は製造品出荷額県下第4位のまちで、このことは明石市の大きな特色でもある。企業が市外移転することなく、企業の発展と市民の働く場確保、税收増を図るためにも、もっと企業を大切に考えていただきたい。</p>	<p>このような中、「明石市工場緑地のあり方検討会」においても、コロナ禍を踏まえ、住む場所と働く場所が近いことの重要性についてご意見をいただいたほか、企業の市外転出となれば下請け企業や関連工場まで影響を及ぼす可能性も指摘されたところ です。</p>
26	<p>企業はその工場だけでなく、関連会社、下請け会社も含め、市の財政と雇用において、大きな貢献をしている。緑地面積率が妨げとなり、老朽化した工場の建替えができなければ、他地域への転出が現実となり明石市にとって大きな打撃となる。</p>	<p>については、特定工場が抱える諸課題に対応するため、工場の緑地面積率等の緩和を行いたいと考えています。</p>

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
既存不適格への対応		
27	工場は企業努力はした上でなのか。施設の老朽化等は建てたときから明確なことで、今まで計画的にできてなかった企業がこれから明石市のプラスとなれるのか？もし工場以外の場所に緑地を増やすとしても、工場の緑化は必須。なぜなら、勤務する人たちも健全でないと長い健全な工場経営は不可能であることと、工場はCO <sub>2</sub> 削減のために率先していくべきだと思うから。モノを作って売っていくからには計画的にかつ責任もしっかりと持たないと。	本市には、工場立地法の施行前から操業する既存不適格工場と呼ばれる工場が18工場あります。 これらの既存不適格工場は、設置当初には、工場敷地内に緑地等を確保する基準がなく、基準に合わせた敷地利用計画を立てることが不可能であったことから、現行の工場緑地面積率等の基準では、現在と同規模の建替えや設備投資を行うことができず、労働環境等に影響を及ぼすことが課題となっています。
28	市内には、法律ができる前から事業活動が行われていたため、規制にかからず、法律どおりの整備がされていないところもあると思います。このような会社が建て替えできないとの理由で救済する必要があるのでしょうか？技術が進んでおり、基準内での建て替えができると思うし、そうすべきでしょう。	については、特定工場が抱える老朽化による工場の建替や設備投資、労働環境の改善、雇用の維持確保などの諸課題について、緑地面積率等の緩和を行うことで、対応できるものと考えていますが、一方で、緑地面積率の緩和に合わせて、企業には良質な緑地の形成やCO <sub>2</sub> 排出量の削減の取組、地域貢献の取組等を求めることで、特定工場の周辺における生活環境等の保全もあわせて図ろうと考えています。
29	家族が明石で働いています。工場の緑地面積が足りず工場の建て替えができないことを聞いています。工場の老朽化が益々進んで、働く環境が年々悪くなっています。工場は大事な働く場であり、他の地域に移転してほしくありません。この場所で建て替えできるよう条件を付けずに緑地率の緩和をお願いします。	
30	敷地に余裕がない特定工場においては緑地率が規制となり老朽化による建替や生産性・競争力向上のための設備投資ができない状況にある。福利厚生施設の更新にも影響が及んでおり、魅力ある職場環境整備が遅れば人材確保も難しくなり、市外への移転も検討せねばならない状況になりつつある。明石市の企業だけに厳しい緑地率の規制を負わすべきではないと考える。この様な観点から、明石市に対し緑地面積率等の緩和を早急に求めたい。	
31	工場緑地について、地域に公園があり緑も多いので、あえて工場に緑は必要とは思いません。それより、工場の建物は年数がたっている物が多くあり、近年の大型台風などを考えると壊れて被害が出ないか非常に不安です。できれば建て替えを促して欲しいです。若い人が就職したいと思える安心安全な工場が	

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
	いいです。（建て替えると、今と同じものが建設出来ないと聞いています。その部分を見直せば、会社側も検討されると思います）	
32	特定工場 44 工場のうち、市街地に 22 工場あり、そのうち 18 工場が既存不適格工場である。市街地というのは市民生活と直結しているにもかかわらず、すでに不適格工場がこれほど多いのに緩和などあり得ない。以前、工場内見学をしたが、索漠とした工場内から、一步外に出ると木々や芝生の緑が目に入り癒された。周辺住人や働く人にとって緑地は無くしてはならないと思う。	
<b>企業負担</b>		
33	我々中小事業者にとって限られた資本、人員、敷地において、今の経済状況の中で伸ばして行くのが困難な中で限られた状況を把握し有効活用して行きたい。緑地においても緩和する方向で検討願いたい。	特定工場が抱える、老朽化による工場の建て替えや、設備投資の必要性、労働環境の改善、雇用の維持確保などの課題解決の方法として、市内全域を対象に緑地面積率等を緩和したいと考えていますが、規制緩和に当たっては、①工場緑地の機能であるミティゲーションとしての機能、②工場の操業に伴う生活環境に与える影響に対する周辺地域の理解、③市民の緑地の持つ様々な機能に対する期待、④まちの持続可能性、以上4点を考えると、緩和に伴う代償措置は必要なものと考えます。
34	工場緑地面積率の緩和をすすめるべき。明石市は事業所税などで新たに企業に負担を増やしている。また賃率上昇など製造業を取り巻く状況は厳しい。企業は、行政から求められなくても社会的要求から、相当なコストをかけ脱炭素等の環境対策に注力している。そうした中、さらに企業に過度な負担をかけると、ギリギリのところで運営している企業は、明石で、ものづくりが難しくなり海外や九州など他県への移転を本気で検討する。工場が流出すれば、税収減ばかりか雇用も失う。	しかし、一方で、企業に多くの新たな負担を求めてほしくないといったご意見もいただいていることから、企業の負担軽減を図る方策といたしまして、アドバイザー会議では、各企業の強みや特性を活かした取組を支援するため、専門家による助言を行うとともに、緩和する以前から取り組んでいる緑化や地域貢献の取組についても評価対象とすること。地域協定の締結についても、市が調整機能を果たすことで、企業と地域の負担軽減を図りたいと考えています。また、市が行う緑化等に費用を拠出いただく際には、負担軽減につながる仕組みを考えています。
35	工場勤務の方は市民でないのでしょうか?緩和にこんな規制をかけたら工場の建て替えのハードルが高くなります。	加えて、企業には、一定のご負担をお願いすることとなりますが、これ
36	企業の市への貢献をどう考えているのか、理解できない。明石市の発展には企業の力は欠かせない。明石市の更なる成長の芽を摘んでしまうような案である。地域の景観や実質のCO <sub>2</sub> 削減のため、労働者の環境改善のためにも、制限をかけずに緩和すべき。	

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
37	<p>企業の緑化負担が大きく、明石市から企業の撤退が加速すること。工場等の建替えができないことから、労働安全衛生法等の基準を満たさない工場等がそのまま使用されることにより、結果労働者の健康被害を招く。結果的に地域の付度を受けなければ、企業活動ができない。</p>	<p>らの取組によって、生産性の向上や労働環境の改善はもとより、地域や環境への貢献が評価され、企業のブランドイメージ向上も期待できると思います。</p>
38	<p>結局は企業にお金か地域貢献を要求していますし、地域との協定まで求めています。企業から搾取することばかりです。どうして、企業と共存することが考えられないのでしょうか。税金や雇いで明石市に貢献している企業を追い出したいのでしょうか。</p>	<p>市といたしましては、企業のこうした取組を市民へ情報提供に努めるとともに、とりわけ顕著な取組に対して表彰を実施するなど、企業に様々なメリットが生じ、負担軽減ができるよう工夫してまいりたいと考えています。</p>
39	<p>工場の周辺の景観や実際の省エネ、CO<sub>2</sub> 排出削減等環境面からみても新しい建物、設備に更新した方が有効である。工場で働く従業員の労働環境の改善、事故のない安全な職場の実現のためにも規制緩和が必要である。近隣他市と比較しても、企業に厳しすぎる。</p>	
<b>企業の自主性</b>		
40	<p>企業が、事業を継続し、雇用を確保、企業間、産官学の連携を強化し、あらゆる環境影響を回避していく活動を推進していくには、現状の制約条件(緑地面積率)では、限界が生じていると思います。</p> <p>現在の社会情勢として、企業には、自社の事業活動自体、或いは、自社の製品を通じた社会貢献が求められる時代であります。明石市が掲げる未来安心都市への過程において、生産企業の発展による、豊かな暮らし、生活環境が、各企業のステークホルダーを介して、もたらされると考えます。あらためて、今後の企業の発展を支えていく為の、市の緩和措置が不可欠であると思います。</p>	<p>企業は社会的責任としてCSR活動が求められており、すでに環境保全活動や寄付活動、ボランティアなど様々な活動に取り組まれていると認識しています。</p> <p>本制度では、工場緑地面積率の緩和に合わせて地域貢献活動等の取組の実施を位置付けることで、企業が地域や市と一緒にあって、地域ニーズへの対応や地域課題の解決に取り組むことで、地域とともに共存する工場の形成を通じ、企業イメージの向上や共有価値の創造(CSV)を図りたいと考えています。</p>
41	<p>「緩和によって、工場の建替えや増設により生産性の向上につながるとともに、施設が新しくなることで、省エネ効果も生まれ、地球温暖化防止にも寄与する。また、従業員の快適な職場環境づくりや災害時の安全確保、さらには雇用の確保や税収増にもつながる。」「緑地面積率の緩和には地域理解が不可欠であるとともに、機能低下を招くことがないよう企業の責任において対策を講じ</p>	

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
	<p>必要がある。」とあるように、企業自身で前向きな改善につなげていくことができるし、そのように活動すべき。</p>	
42	<p>企業にとっても、SDGs 未来都市の明石市を拠点としているということが良いブランドイメージに繋がり、ネット・ポジティブ・インパクトで必要となる負担以上にメリットが大きくなるはずで。単に工場緑地面積率を緩和するだけでなく、明石の未来につながる方向で条例を制定していただきたいです。</p>	
<p><b>小学校区の考え方</b></p>		
43	<p>緑地面積緩和前と緑地面積緩和後の周辺地域の経済がどのように変化したのかを把握する方法が本当にあるのでしょうか。それ以前に、例えばこれまでに、立地している小学校区に工場の緑地が与えている経済、環境及び社会の全体の影響を調査したことがあるのでしょうか。市民から提出された意見には、工場周辺への臭気、雑草及び落ち葉並びに出退勤時の自動車等の環境面があります。また、工場と地域との交流に関する意見はあります。しかし、小学校区内の経済や社会への影響についての意見はほとんどありません。評価の対象を緑地面積緩和により工場敷地周辺の生活環境等への影響と明石市内における二酸化炭素吸収量への影響に限定してはどうでしょうか。同様な考えが、本市が考える制度第1条に示されています。ところが、本市が考える制度第6条は、当該影響の範囲を余りにも広げ過ぎて実際の影響を把握する困難を軽視しているように見えます。前項にも述べていますが、条例が形骸化・空洞化するリスクは、はじめから除去しておくのが賢明です。また、本市が考える制度の第1条と第6条の規定の整合を図るべきです。</p>	<p>工場立地法では、工場立地に当たり、周辺地域における生活環境の保持を求めており、市街地においては人口密度も高く特定工場と居住区域が隣接していることから、工場緑地面積率等の緩和については、環境への配慮と地域理解が不可欠であると考えています。</p> <p>このことから、明石市では、工場の緑地面積率の緩和に合わせて、緩和前よりも緩和後の地域環境等を向上させるため、企業に対して、良質な緑地の形成やCO<sub>2</sub>排出量の削減、地域貢献活動に取り組んでいただくこととしています。</p> <p>また、これらの取組は、企業と市、周辺地域との連携、協力によるパートナーシップによって取り組むことで、より効果的な取組が可能と考えています。</p> <p>そこで、本制度ではこれまで明石市が小学校区単位のまちづくりを推進してきたことを受けて、周辺地域を代表する組織として小学校区まちづくり協議会を対象としたところであり、ご意見をいただいておりますとおり、経済面、環境面、社会面の三側面を小学校区で完結しようとするものではありません。</p>
44	<p>対象事業者の工場が立地する小学校区内で、ネット・ポジティブ・インパクトが完結しないのは誰の目にも明らかです。小学校区内で完結する経済面におけるネット・ポジティブ・インパクトの達成を想像することは困難です。もとも、経済面と小学校区内との関係は不明です。また、小学校区内で完結する二酸化炭素削減におけるネット・ポジティブ・インパクトの達成を想像するこ</p>	

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
	とは困難です。小学校区内だけで、緑地の緩和によって損失した樹木の代替用地を確保することはとても困難です。したがって、明石版ネット・ポジティブ・インパクトの達成のための協定の締結は規定は出来ないと言った方が正確です。	
45	地域住民の定義は明確にしたほうが良いと思う。	
<b>義務規定</b>		
46	<p>第6条の条文は、「取組」という主語が文末に置かれて、その結語が「行われなければならない」となっています。このどこか第三者的な条文は、届出者に負担を求める条例にふさわしくありません。さらに、読み手が、届出者を主語として読み始める可能性が高い上に、それに続く文章が難解過ぎます。また、届出者と対象事業者の使い分けにも混乱します。この条文を読み切るには、かなりの読解力が必要です。そこで次のように整理してはどうでしょうか。（周辺地域における生活環境等の向上に資する取組等）特定工場の緑地を整備（当該整備後の緑地の面積に係る緑地面積率が第3条の規定により法準則に定める割合を下回る場合に限る。）するために、法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により届出を行おうとする者は、市、当該特定工場を設置する者（以下「対象事業者」という。）及び地域住民のパートナーシップの下、次の各号の取組に努めなければならない。（1）第3条の規定による緑化面積率の緩和に伴う緑地の減少後における周辺地域における生活環境の向上に資する取組（2）前号の取組を除く次条第7項に規定する評価及び助言を受けて行う取組整理後の第6条には「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト」の用語は記載していません。この用語は条例の解説書の中で使用することが適切です。また、明石市全域を対象としたSDGs施策において使用することは適切です。</p>	<p>工場の緑地面積率の緩和に合わせて、緩和前よりも緩和後の地域環境等を向上させるため、特定企業については、地域、市と連携し、良質な緑地の形成やCO<sub>2</sub>排出量の削減、地域貢献活動に取り組んでいただくこととしています。なお、これらの取組について、「明石市工場緑地のあり方検討会」では、企業の自主的な活動を誘導する目的で努力義務規定を設けてはどうかというご意見もありました。一方で、明石市は特定工場が居住区域と隣接して立地しており、緑化等の取組を確実に実施していく必要があるといったご意見や、企業は他の企業と競争関係にあるため、確実な取組が確約できない旨のご意見もいただいたところです。については、検討会から義務的な表現による規定整備を求める旨、答申がまとめられましたところです。本市といたしましても、これら検討会での答申を踏まえつつ、他都市の例も参考にしながら、まちの持続可能性という観点から、特定工場に対して確実に緑化等の取組を実施していただくため、「取組が行われなければならない」と規定いたしました。</p>
<b>条文表記</b>		
47	次の明石市版ネット・ポジティブ・インパクトという用語は、可能な限り日	ネット・ポジティブ・インパクトとは、生態系保全に関する考え方であ

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
	<p>本語で記述することが求められる。条例の中にカタカナ英語を持ち込むのには反対です。法律で「速度違反」と記述するところを「スピード違反」と記述するようなものです。条例は、市民が辞書や解説書を見なくても読解できるような文書でなくてはなりません。</p>	<p>り、「開発によって生じるマイナスの影響に対して、回避や低減化という対応を行った上で、それを上回る代償を講じ、全体の影響をプラスにする」という概念です。</p>
48	<p>名称を「明石市工場緑地の緩和に係る生活環境等の評価及び助言会議」に変更することを提案します。名称の長さはあまり変わりません。しかし、市民にとって、日本語の名称が分かりやすいのは確かです。一度制定された条例は、よほどの事由がないかぎり廃止されることはありません。したがって、条文の中に目新しいカタカナ英語を容易に持ち込むことには慎重でなければなりません。</p>	<p>明石市工場緑地のあり方検討会からは、まちづくりの基本理念・方針に加え、市民意見募集の結果示された工場緑地が持つ機能への期待等を踏まえ、緑地面積率等を緩和する場合の考え方として、このネット・ポジティブ・インパクトの考え方を導入して制度設計をする旨の答申がまとめられています。</p> <p>市としましては、検討会で丁寧かつ真摯にご議論いただいた答申を最大限尊重し、「SDGs 未来安心都市・明石」にふさわしい、三方よしの明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度を条例化するべく、条例案を作成したところです。</p> <p>なお、ご意見にございますとおり、カタカナ表記等については、できる限り、条例本文を見た方が記載内容を理解できるよう、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトについても、「緑化面積率の緩和に伴う緑地の減少後における周辺地域の経済、環境及び社会の全体が、緑地の減少前と比してより良いものとなること」という説明を付した上で、条文に明記いたしております。</p>
<b>対象工場</b>		
49	<p>太陽光発電所についても、昨今災害に伴う周辺地域への被害や景観などで新たな問題が発生しています。（例：熱海の土砂災害の原因の一つにパネルがあった等）従いまして、今後は太陽光発電も対象にしても良いのではないかと考えます。</p>	<p>工場立地法において対象となる工場が規定されており、それは製造業等に係る工場又は事業場（電気供給業に属する発電所で水力若しくは地熱を原動力とするもの又は太陽光を電気に変換するものを除く）であって、一の団地内における規模が、敷地面積については 9,000 m<sup>2</sup>以上又は建築物の</p>

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
50	『敷地面積 9,000 m <sup>2</sup> 以上又は建築面積の合計 3,000 m <sup>2</sup> 以上の製造業、電気・ガス・熱供給業者のみ』を撤廃し、新案で減少した緑地分は明石市の全産業、企業で CO <sub>2</sub> 削減活動含めて賄うことを考えるべきではないか。そこまですそ野を広げると負担になる、出来ない企業があると言うのであれば、その負担を上記対象企業に課しているということを認識すべきと考える。敷地面積、建屋面積が大きいから環境負荷が高いという考えは過去のロジックであり、大企業は省エネ法等の別の縛りもあり企業努力を行い CO <sub>2</sub> 削減に取り組んでいる。逆に敷地面積・建屋面積が狭いから環境負荷が低いというロジックの方を見直すべきではないか。（9,000 m <sup>2</sup> は負荷が高く、例えば 7,000 m <sup>2</sup> は環境負荷が低い、製造業、電気・ガス・熱供給業者以外は環境負荷が低いという根拠が無いと思われる。）	建築面積の合計については 3,000 m <sup>2</sup> 以上であるものとなっているため、市の条例において、対象を変更することはできません。
51	工場を所有する製造業に対してのみの規制であり、不公平。産業構造が大きく異なる現代にそぐわない。むしろ、今後、産業界全体でカーボンオフセットに向けた様々な取り組みが求められる。そういった取り組みにシフトすべき。	
52	なし崩し緩和ではなく工場更新で本当に困る小規模工場に限定して下さい。	
<b>緩和の方法</b>		
53	緩和措置を未来永劫継続するのではなく、一定の期間に限った時限立法にするか、一定期間を経ての見直しを明記するなどの対応が必要かと思われます。	本市が考える制度附則第 2 項には、この条例案の施行状況、社会情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとすることを規定しているところです。
54	一律にするのではなく、工場の緩和に関する意見を十分聞いて、個々に審査して緩和を認める、認めないを判断してはどうでしょうか。そして、屋上緑地や壁面緑地など意見も聞き、条件を付けてはどうでしょうか。	工場立地法第 4 条の 2 では、市は、国が公表された準則に代えて適用すべき準則を条例で定めることができることとなっていますが、工場立地法に基づく届出に条件を付すことはできません。 ただし、屋上緑化や壁面緑化については敷地に限りがある中、緑化を進める有効な手段の一つであると考えておりますので、条例の制定に合わせてガイドラインを作成する中で良質な緑地形成の取組として誘導していき



No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
		たいと考えています。
ネット・ポジティブ・インパクト		
55	<p>ネット・ポジティブ・インパクトの考え方は、専門家の助言にも共通するもので、工場敷地内や周辺の緑地の形成に有効な考え方であると思うが、工場立地法の基準からの緩和に適用するのであれば理解できるが、基準の下限いっばいに緩和した上でのこの方策は有効なものになるのか疑問である。</p>	<p>市といたしましては、緑地面積を確保することで建替え等の支障となっている特定工場の現状を鑑み、規制緩和として緑地面積率等を緩和したいと考えています。</p> <p>一方で、特定工場が居住区域に隣接しているという状況は変わらないことから、法が工場緑地に求めるミティゲーションとしての機能や生活環境の悪化に伴う周辺地域の理解、また、市民の工場緑地に対する様々な期待、そしてまちの持続可能性ということを考えると、緑地面積の減少に伴って、工場緑地の持つ機能面を低下を招くことはもとより、むしろ、現状よりさらに機能を高めていく必要があると考えています。</p>
56	<p>ネット・ポジティブ・インパクトの考え方（以下「当考え方」という）は、「開発によって生じるマイナスの影響に対して、回避や低減化という対応を行った上で、それを上回る代償を講じ、全体の影響をプラスにする」ということから、住宅開発に対する具体的なプランに、失う緑地をどのように緑地を確保するのか加味されるべきものと考えます。緑被全体の約4%である工場緑地に対し、緑地面積率を緩和することを条件に別の緑地や費用負担を企業に求めるのではなく、当考え方からすれば、意義は違う所にあると考えます。つまり、緑地面積率を充足し維持するため、これまで停滞していた工場建屋の新設・増改築、設備の更新、それによる労働環境の改善、企業の成長、雇用拡大を、緑地面積率の緩和により、停滞から進展させる取組が当考え方にマッチしたものと考えます。</p> <p>代替措置により緩和前よりも全体をプラスさせる考えからすると、緑被全体の約4%である工場緑地の緑地面積率の緩和は、住宅開発に比較して環境のマイナス影響は圧倒的に小さく、停滞から進展による経済や社会に対するプラス影響は喪失緑地面積からすれば圧倒的に大きいと考えます。</p> <p>当考え方の意義からすれば、市が考える制度はその意義を違ったものにしていくと考えます。企業が持続可能な且つ得意とする経済・社会をより良いものにしていく停滞から進展させる取組が重要と考えます。</p>	<p>「明石市工場緑地のあり方検討会」においては、このような考え方をベースとして、「開発によって生じるマイナスの影響に対して、回避や低減化という対応を行った上で、それを上回る代償を講じ、全体をプラスにする」という「ネット・ポジティブ・インパクト」の考え方を取り入れてはどうかという提案がなされ答申が取りまとめられています。</p> <p>市といたしましても、工場立地法の目的である産業活動の活性化と市民生活環境の向上という目的を達成できるよう、ネット・ポジティブ・インパクトの考え方、つまり減った緑地の機能に対してそれ以上の機能を確保するべく、検討会からの答申を最大限尊重した条例の制定を目指しています。</p>

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
57	<p>工場緑地の一つひとつには、ちがった生態系が醸成されていて、それらの一つひとつについて、事前および事後の評価が必要となります。ネット・ポジティブ・インパクトを創出したとする根拠が何によって判断されるのか、本来、自然環境や生態系保全分野におけるこの概念は、生物の多様性や多様度、生物の生息状況等を基準として判断されるものです。もし、この概念を利用して、緑地基準の変更をおこなうとしても、まず、取り組まなければならないのは評価判断基準の設定です。「なるほど、ネット・ポジティブ・インパクトが創出されたね」と、誰もが納得する科学的・生物学的な評価判断基準の設定が必要となります。</p> <p>これらの設定には、生態系の把握という基礎的なデータがすべての基本となります。工場および事業所のひとつひとつが、みずからの土地と周辺の自然環境および生物情報について、どの程度理解しているのかわかりませんが、基礎的な生物情報をもたない事業所がほとんどではないかと考えられます。工場緑地の削減とこれにともなう代償措置としてのミティゲーションは、面積としての緑地を別の場所に確保しても、同等レベル以上の生態系が醸成されるとはかぎりませんし、むしろ、その土地でしか醸成されなかった生態系は、環境の変化や生物間競争等により、別の場所で再醸成されるのは難しいと考えるのが自然でしょう。</p> <p>もし、ミティゲーションという手法を利用するのなら、ミティゲーションが許容される明確な基準を設定することが必須となります。</p> <p>まず、単純に以下のような段階的作業が必要となるでしょう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象となる自然環境や生態系に関する基礎的データの確認</li> <li>2 対象となる自然環境および生態系への評価(数値またはカテゴリー設定)</li> <li>3 再醸成されると推定される自然環境および生態系と確保すべき代償面積の妥当性評価(数値またはカテゴリー設定)</li> <li>4 代償地における自然環境や生態系の再醸成評価(数値またはカテゴリー設</li> </ol>	<p>※「市の考え方」は16ページに記載しています。</p>

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
	<p>定)</p> <p>5 再醸成されなかった場合の補償措置(補償の範囲および方法の検討)</p> <p>また、代償地の選定や管理、費用負担とこれにともなう負担割合等も明確にする必要があります。</p> <p>いずれにしろ、この明石でミティゲーションの手法を利用してネット・ポジティブ・インパクトを創出しようとするなら、工場緑地の削減面積分だけを、どこか別の場所に確保をして、「あとは野となれ山となれ」では市民が意見を述べ議論をおこなう意味はありません。経済発展のために自然環境を犠牲にしてきたことが、生物多様性や SDGs によって、持続可能社会の在り方が訴求されているのです。</p>	
<b>面積率</b>		
58	<p>現在の制度（緑地 20%以上）では、既存不適格の工場においては、老朽化した施設の建替えを行えず、労働環境の改善も行えないなど不都合も多いので、工場緑地面積率を市街地 10%以上、産業団地である南二見を 5%以上とすることに賛成です。</p>	<p>特定工場が抱える、老朽化による工場の建て替えや、設備投資の必要性、労働環境の改善、雇用の維持確保などの課題解決の方法として、市内全域を対象に緑地面積率と環境施設面積率を緩和します。緩和後の緑地面積率等については、特定工場が立地する地域の周辺環境や既存不適格工場についての対応を考慮する必要があると考えています。市街地については、本市の市域が狭く人口密度が高いという特徴から、市街地に立地するいずれの特定工場も市民の居住区域と隣接していること、同等以上の人口密度を有する他都市の緩和状況や緑地等の持つミティゲーションとしての機能を踏まえ、工業専用地域、工業地域、準工業地域のいずれの用途地域においても区分を設けることなく、緑地面積率を 10%以上、環境施設面積率を 15%以上に指定することとしました。</p>
59	<p>環境施設面積率を現行の 25%⇒15%へ緩和することは、周辺環境や CO<sub>2</sub>削減など先進技術導入による前向きな環境対策を促進するものであり、老朽化設備の廃却によるエネルギー効率向上が大いに期待される。また、企業の競争力強化になるため、収益確保、雇用拡大の相乗効果で地域への還元効果も期待される。近隣市と比較しても不公平感が無くなる緩和策であり、妥当な判断と言える。</p>	<p>また、南二見人工島については、本市の産業振興に寄与するエリアとして造成された産業団地であり居住区域と明確に区別されているため、緩和による生活環境への影響は少なく、また、隣接する播磨町が緑地面積率等を 1%まで緩和している状況を踏まえ、緑地面積率を 5%以上、環境施設</p>
60	<p>緑地面積率については、工業地域、工業専用地域は 5%、準工業地域は 10%、南二見人工島は地域未来投資促進法により、1%にすべきである。</p> <p>既存不適格の企業は、工場立地法施行前の工場で、長年にわたり明石市へ税の納付や地域への貢献を行ってきた。そうした貢献してきた企業にとって、10%ではメリットが極めて小さい。</p>	

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
	生産性の向上、快適で安全安心な職場、脱炭素の取組を推進するためにも上記緩和率にすべきである。	面積率を10%以上に指定することとしました。
61	準工業地域・工業地域・工業専用地域は、製造や各種サービスをおこなう工場等施設で事業をおこなうため、機能が違う事から同一の考え方をする必要はない。特に、中小零細企業は資金力に乏しく、土地取得に際し、余裕を持つ余力は小さいため、緑地面積を確保するには建屋を計画より小さくするなどが必要になる。事業・機能の拡張や効率化など、当初の目的から逸脱する可能性があり、緑地面積については5%に緩和すべきである。尚、工業団地などでは、団地トータル面積で一定の緑地面積を確保すれば、個別企業の負荷は減り、且つ、緑地面積はある程度確保できる。	
62	設備更新及び建屋改修及び建て替えなどを進める企業にとっては、工場緑地面積率等の緩和が必須の状況である。特に明石市は建屋・設備ともに老朽化問題を抱えている企業が多いと認識。設備の更新による先端機器の導入による省エネ効果や労働環境の改善効果は非常に大きいモノと考える。こういった事（改善効果）で企業が発展し安定的な雇用維持にもつながり地域への貢献も出来るものと考えており、明石市工場緑地のあり方検討会より提出された答申書の内容よりも南二見人工島同様に市街地においても、緑地面積率：5%以上、環境施設面積率：10%以上を支持致します。	
<b>制度（基準）</b>		
63	今回の条例案では、緑地の量的な減少が明記されているけれども、工場建物の面積を拡大した事業所が補填事業として具体的に実施すべき事柄の質と量が提示されていない。（例えば、寄付が上がっているが、その額も期間も明示されていない。）一度、取り崩された緑地を、再び緑地に戻すことは、とても困難なことだと思われるので、もっと多くの市民の意見を聞く機会を用意するなどを含め、審議会でも発言があったが、慎重な議論が求められると思う。	特定工場によって事情は様々に異なっており、より効果的な取組を促すとともに、企業の負担軽減を図る観点から、一律に実施すべき取組を示すのではなく、有識者等で構成する第三者機関「明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザリー会議」において、個々の企業が持つ特性や強味を活かした助言等を行うこととしています。 なお、特定工場や地域、市がどのようなことに取組を進めれば、ネット・

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
64	<p>明石市版ネット・ポジティブ・インパクトは、評価基準の客観性の点で、条例の規定としては適切ではありません。ネット・ポジティブ・インパクトは、緑化面積率の緩和に伴う緑地の減少後における周辺地域の経済、環境及び社会の全体が、緑地の減少前と比してより良いものとなることをいいます。この経済、環境及び社会の全体を評価することの困難さ(人材、時間、費用)には想像に絶するものがあります。また、その評価に対して納得しない工場が、行政不服審査請求や訴訟を行った場合に、市行政は全体の評価の客観性をどのように立証できるのかという課題があります。結局、そのような困難を避けるために無難な評価を繰り返せば、たちどころに、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトは、有名無実化することは明らかです。</p> <p>明石市版ネット・ポジティブ・インパクトは不必要だとは言いません。その評価の結果を公表することで、その工場が社会的評価を受けることで十分に目的を果たすのではないかと思います。これはグリーン・イノベーションの評価を国際的な機関が実施して、その機関の評価が、企業間の投資や取引に影響するという仕組みと共通します。</p>	<p>ポジティブ・インパクトを達成できるのか方向性を示すため、条例の制定に合わせてガイドラインを作成したいと考えています。</p>
<b>事業所税の活用</b>		
65	<p>明石市の特定工場の企業は法人税のほか事業所税を市に納税している。弊社も年間少なくとも事業所税だけで70,000千円は納めている計算になる。10年で7億円。明石市として工場緑地の代替地を市街地に設置する事業に事業所税から捻出することを検討することは不可能か？事業所税を納めさせている企業の立場からすると数年前に一方向的に提示された事業所税に対する使い道として少しでも代替緑地に利用していただくことで少しは市に対して納得いくものになると想定する。</p> <p>必死に持ちこたえようとしている企業にこれ以上ダメージを与えることにならないか？明石市は企業を活気づけていくことで経済活動が活発になりその上で税収があがり、その税収から明石市全体で環境投資に支出するという形が</p>	<p>事業所税は、都市部に立地する企業の利点として雇用の確保や流通面でのメリットなど受益関係に着目するとともに、都市に与える影響を考慮し、事業所の面積や従業員の給与といった外形を課税標準とする制度となっています。</p> <p>事業所税の用途は、道路や公園、廃棄物処理施設、学校や図書館、保育所などの社会福祉施設の整備、防災などの事業に充てることとなっており、現在、本市においてもこれら事業の貴重な財源として充てているところです。</p> <p>こうしたことから、工場緑地面積率等の緩和に伴う対策を事業所税のみを活用して行うことは、受益者負担の考え方や税の公平性の観点からも十</p>

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
	望ましいと考える。	分な検討が必要であると認識しております。
66	<p>事業所税の一部を事業所間の共助資金として活用し、二酸化炭素削減のためのインセンティブ資金としてはどうでしょうか。さらに、この共助資金をプールするための基金(あかし里山・ため池・まちなか植樹基金)を設けることを提案します。この基金には、ネット・ポジティブ・インパクトの努力目標に達しなかった工場から自発的な寄付があった場合の寄付金の受け皿として使用することを提案します。そして、その寄付金は、二酸化炭素排出量の取引高として評価することも必要です。このような2種類のインセンティブのほうが、法令上の疑義がある寄付という名のペナルティーよりも効果があると思われま</p>	<p>しかし、企業の負担を軽減してほしいという声もいただいていることから、企業が良質な緑地の形成等の取組ができない場合に、市が代わりに緑地の整備や緑化の推進を行うことで地域環境の保全に取り組み、企業はその費用を拠出する方法を選択できることとしています。</p> <p>なお、費用を拠出いただく際には、負担軽減につながる仕組みを考えています。</p>
67	<p>この本市が考える制度の適用を受けずに従前の緑地面積基準を維持する工場に対して、本市が考える制度の基準を上回る緑地面積に応じて土地にかかる固定資産税を減ずる措置を講じることを提案します。その資金は、事業所税から充当します。機会があつて知ったのですが、アメリカ西海岸のある都市の固定資産税の仕組みの中に、湖岸から一定の距離内に建造物を建てないことを条件にその面積に応じた税金を減じている例がありました。湖岸近くの環境や景観を良好に保全するために、私有地であっても建造物が建つのを極力へらすことに市民に協力を求める仕組みです。</p>	
<b>市全体（緑のあり方）</b>		
68	<p>緩和している自治体は、周辺が山で囲まれていたり、神戸市のように背に六甲という緑を back にもっている。明石市は緑に恵まれていない海沿いの街なので、別に他の自治体の真似をせず明石市独自の街づくりがあつてよい。</p>	<p>工場立地法は、工場を営む企業の社会的責任として、周辺住民の生活環境に及ぼす影響に配慮するため、緑地等の整備を規定し、積極的に環境づくりに貢献することを求めています。</p>
69	<p>現在の法律が 50 年前に出来た背景が公害問題という事を考えれば、今はそれ以上に深刻な気候危機が切迫しています。山がない明石では工場緑地が貴重な緑の資源と言えます。そうであるなら、工場や企業の社会的責任は大きなものがあるのではないのでしょうか。</p>	<p>これら緑の持つ機能として、景観の向上や緑地を利用することによる健康増進効果や輻射熱の減少、延焼遮断、風塵の防止、災害時の避難場所、緑地帯としての遮音効果、大気浄化機能に加えて、リラックスや視覚的疲労回復といった心理的効果があると言われてしています。さらに二酸化炭素吸</p>

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
	<p>近隣では緩和していない西宮市などがありますが、これらの自治体に現状や所見を聞かれたのでしょうか。経済最優先の社会システムが招いた気候危機をストップするために真剣に考えるべき時で余り猶予はありません。</p>	<p>収源としての効果やヒートアイランド現象への対策、生物多様性を確保する効果も挙げられており、「明石市工場緑地のあり方検討会」においてもこうした緑の持つ様々な効果と工場緑地の都市緑地としての重要性について再認識されたところ です。</p>
70	<p>緑地面積率の緩和は反対です。法基準の緑地面積率 20%以上、環境施設面積率 25%以上の保持を願います。明石市には神戸市や三木市、そのほかの市に比べ山がなくもともと緑がほとんどありません。明石市は子育て世代の移住が増え、税収も増え市が豊かになってきています。でもまだ十分ではありません。子育て世代には緑も重要です。子供の教育に自然は必須です。</p>	<p>そこで、市といたしましては、特定工場が抱える諸課題に対応するため、工場緑地面積率等を緩和する一方で、別途、特定工場に対して、緑地面積を減少させる場合には、良質な緑地の形成等取り組んでいただき、緩和する前よりも緩和後において機能面で低下させることなく、さらに地域環境を改善するよう取組を求めています。</p>
71	<p>SDGs を進めて、明石市が、本当に住みやすい安全で、美しい町になるためには、町全体にとって、どれぐらい以上の緑が必要か、話しあうべきだと思う。</p>	<p>次に、市全体の緑については、市街化区域内の農地や遊休地が住宅やマンション等の開発によって減少傾向にあります。一方、これらの開発においては、公園緑地や道路などの生活環境に資する施設の整備を開発事業者 に義務づけており、環境の保全と開発の調和に配慮しながらまちづくりを推進しています。</p>
72	<p>工場緑地を維持することで、市民にも工場で働く人にも快適な質の高い環境を提供することができ、明石市の魅力とすることができるのではないだろうか。明石市では、人口が増え、農地や樹林地が減少しつつあり、工場と市民の接点は以前にも増して強くなってきている。したがって工場緑地の緩衝帯としての重要性は以前にもまして一層大きくなってきている。今回の条例案は、明石市の緑地の減少・グリーンインフラの低下にも繋がる。</p>	
73	<p>「SDGs は特定の者だけが負担するというだけでなく、企業だけが負担を負うのではない。」「ネット・ポジティブ・インパクトとして、市内緑地の4%に相当する工場内緑地だけで考えるのではなく、市内の96%の緑地で考え、今後、明石市緑の基本計画において検討していくべき。」は同感です。SDGs からすれば、特定の者、企業だけに負担させるのはその考えに反しているし押し付けているように思う。</p>	
74	<p>景観を綺麗に保ちつつ、緩和する緑地の持つ機能と同等以上の機能を形成することは可能でしょうか。工場内緑地だけでなく、市内のさらなる緑地化で補完することで、企業の負担を減らしながら全体的により良い環境を作るべきだと思います。</p>	

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
<b>制度（緑化の取組）</b>		
75	全体としての明石市域には山や森林がないので、水田・畑だけでは足りません。そういう中で企業の工場敷地に貢献いただくことは一定のルールにして下さい。	工場緑地については、ミティゲーションとしての工場と周辺地域との調和を促進する機能に加え、都市緑地としての様々な機能を有することから、工場緑地面積率等の緩和に合わせて、規制緩和前よりも緩和後の地域環境等を向上させるため、原則、緩和される緑地の持つ機能と同等以上の機能を形成するよう特定工場に求めていくこととしています。
76	SDGs に先進的に取り組んでいる明石市政にとって工場緑地については大切なことと思います。基本的に「明石市工場緑地のあり方検討会」答申について賛同しますが、出来るだけ緑地が確保されるようにしていただきたいと思えます。	また、企業に良質な緑地の形成に取り組んでいただくため、ガイドラインを作成し、緑量や樹種を考慮した適正な配置を求めるなど緑の機能を高める取組を誘導していきます。
77	産業革命時から気温 1.5 度以内にとどめるには尋常な取組では達成できないと思う。省エネもするが工場の緑化にとりこんでほしい。小学校時に学習した炭酸同化作用(光合成)を思い出して取り組んでほしい！	具体的には、緩衝効果を高める配置やゆとりや潤いを与える配置、生態系への配慮、適切な維持管理、敷地外における緑地の確保などの取組を求めていきたいと考えています。
78	大久保駅から家に帰る2号線には、大きな会社・工場がありますが、このゆったりした敷地と緑地があり樹木も多く植えられており、とても気持ち良く、安心して通っております。会社に対するイメージも良く、地域や自然に対しての環境も良く、また勤務している人たちもきっと気持ち良く働いているのだらうと思っています。この環境をずっと守ってほしいと思っています。他の地域の工場などもとり入れられる条例にしてほしいです。工場緑地のあり方検討会の声を良くきき、とり入れて下さい。これからの世の中、企業優先より、地球環境優先と思えます。	
79	工場緑地の緩和については、緑地面積の緩和と代替地の確保という視点に捉われるのではなく、工場敷地内の樹木の体積の維持と増加という視点に切り替えるべきです。緩和に反対する意見の多くは、地球温暖化を防止・是正するための二酸化炭素の吸収能力の減退の懸念です。これは、緑地面積の問題ではありません。事業者が、緩和規定を適用して、工場敷地内の緑地面積を減らす場合には、その代替策として、現在の樹木の体積の維持だけでなく増やすための植樹計画を提出して計画を実行することを義務付けることです。まとまった緑	



No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
	地への植栽だけでなく、建物に沿った植樹も適合とします。ISOの認証を受けている工場は、環境側面への影響基準を満たしています。公害防止から二酸化炭素削減へと工場敷地に対する課題は変化しています。	
80	緑地の面積を1つの場所に集中させてしまうと、工場の排気ガスや景観を損なわないように配置している緑地も意味がなくなると思う。また、緑地面積の減少に伴い新たに公共施設や活用できる場を設けると思います。その場合も緑地の配置を一点に集中させることは本来緑地を配置する目的から乖離してしまうと思います。	
<b>制度（寄附制度）</b>		
81	緑地整備への寄付金を企業へ強要する制度は、企業の収益力を逼迫するものであり、平等性に欠けるものであると考える。現在の明石市の税収を、緑地や環境整備などへ“如何に有効に投資するか”が重要であり、アドバイザー会議を通じて専門家等、広く意見を聞いて、市民の理解が得られるような方向性を示して欲しい。	本市が考える制度では、市民生活への影響を考慮し、工場の緑地面積率の緩和に合わせて、規制緩和前よりも緩和後の地域環境等を向上させるため、企業が工場緑地を減少させる場合に、企業に良質な緑地の形成等に取り組んでいただくこととしています。 一方、個々の特定工場の状況等によって良質な緑地形成等の取組ができない場合も考えられます。そこで、代替措置として、市が代わりに緑地の整備や緑化の推進を行うことで地域環境の保全に取り組み、その費用を拠出する方法を企業は選択できることとしています。
82	緑化の代替えに企業から緑化の為の資金を募るのは疑問を感じます。普段から環境保全に取り組んでいる企業もあり、それほどでもない企業もあると思います。中には、寄付さえすれば後は明石市がやってくれるでしょと投げやりな企業も現れるかもしれません。	なお、拠出していただく費用は基金に積み立てることとしていますが、費用を拠出いただく際には、負担軽減につながる仕組みを考えています。
83	工場が自分で緑を確保できないならお金を出して明石市でやってもらうのも方法だと思います。	
84	これまでも環境負荷低減やCO <sub>2</sub> 削減や地域貢献のための様々な活動を実施している企業はたくさんあると思います。しかし、本条例はそれらをなんら考慮せず、特例措置の緩和時点を基準として、新たな企業側への負担を求めているとしか思えない内容です。つまり、今までの企業努力を全く評価せず、今後どのような取り組みをするか、いくら寄付金をするかということの評価するのですか？寄付金を制度にすることは、お金を払えば環境負荷低減をしなくても	

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
	<p>済むようにも思え、条例という大義名分で企業から金を集め、行政事業でそのお金を使うことではないでしょうか。</p>	
85	<p>「対象事業者は、緑化等の取り組みとして、良質な緑地の形成・・・」等のあいまいな内容で、これが難しい場合は企業に寄付を義務づけるというような新たな企業負担を求めるのは反対である。</p>	
86	<p>六甲山が禿山であったときの写真を見たことがあります。禿山であった時でも緑地面積が減少したのではありません。その後、神戸市は、大規模な植樹に取り組んだ結果、六甲山が現在見るような大木が林立する緑地になったのです。明石市の里山、特に明石市が所有する里山に大木を植樹するという発想そのものはありませんでした。里山はまったくの自然林ではありません。人々が育ててはじめて森林となるのです。そのことを謙虚に振り返れば、ネット・ポジティブ・インパクトが実現できない工場に寄付を求めるというのは、市行政による都市緑化の取組と対比すると余りにも均衡を失したペナルティーではないでしょうか。ここは、市行政、市民、地域組織及び事業者のパートナーシップに基づいた未来志向の取り組みが必要です。その未来志向の取り組みとして、「里山・ため池・まちなか植樹基金」の創設を提案します。先述していますが、この基金に事業所税の一定の割合を充当します。これは、事業所の共助の理念に基づきます。その他、この基金への積立を指定したふるさと納税を設けます。海を豊かにする植樹のための基金として、漁業関係組織にも積立への協力をお願いします。もちろん、市民にもクラウドファンディングへの協力をお願いします。市行政は、この基金を原資とした植樹計画を策定し、毎年の植樹の成果を発表してはどうでしょうか。</p>	
87	<p>寄付を求める行為を条文化することには反対です。日本は欧米諸国と比較して寄付文化が普及していないと言われます。欧米では、富を築いた人が、私財で様々な基金を設けて、社会貢献する例が報道されます。日本においても、最近、クラウドファンディングによる善意や賛意の寄付が増えてきました。明</p>	<p>第6条第2項について、条例素案では、「市が行う緑化の推進のための寄附を行うことをもって代えることができる」と規定していましたが、条例案では、「市が行う緑化の推進のための費用を拠出することをもって緑化等の取組に代えることができる」と表現を改めました。</p>

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
	<p>石市の水道は民間事業者の寄付によってスタートしています。寄付の本質は自発性です。そこに、寄付を求める行為を条文化するというのは、寄付文化に対する敬意が感じられません。本市が考える制度第6条第2項は、寄付に強制力を働かすことを意図する条文です。この寄付は、明らかに寄付という負担を強要しています。</p>	
<p><b>制度（CO<sub>2</sub>削減）</b></p>		
88	<p>明石市工場緑地のあり方検討会答申書は各分野に渡り、ていねいに説明され納得できるものでした。それでもCO<sub>2</sub>削減を第一に考えた時、今までの生活環境を大きく変える事になる緩和政策は必要なのだろうかと思えます。どうしても必要であれば、今以上の緑の形成やよりCO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組んでほしいと思えます。</p>	<p>気候非常事態宣言を表明した本市においては、地球温暖化対策は重要課題の一つです。このような中、「明石市工場緑地のあり方検討会」では、緑地の持つCO<sub>2</sub>吸収源としての機能に着目するだけでなく、産業界におけるCO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組むことが議論されました。</p> <p>CO<sub>2</sub>の削減については、緑地の持つCO<sub>2</sub>吸収源としての効果より、産業界におけるCO<sub>2</sub>排出量の削減による効果の方が大きいことから、工場緑地面積率等を緩和し、企業が緑地を減らした場合には、代替として良質な緑地の形成を求めるだけでなく、CO<sub>2</sub>排出量の削減にも取り組むことを制度に位置付けているところです。</p>
89	<p>緑地の面積率が今より少なくなることについては、気候変動の観点から言うと、CO<sub>2</sub>を吸収する樹木が少なくなるので、今、世界で求められているCO<sub>2</sub>削減には逆行することになります。それで現行の緑地面積率を少なくすることについては、不安があります。しかし、企業の発展も必要です。検討会で何度も議論されて、出された結論ですので、現状を踏まえれば、仕方ないかと思っています。それで積極的な賛成ではなくて、消極的な賛成です。</p>	
90	<p>工場緑地を減らすことには反対です。現在CO<sub>2</sub>削減に向けて、世界中が取り組んでおり、各人も身近なことから、なんとか地球温暖化をくい止める意識を高めています。こうした時期に緑地を減らすということは、全く逆行していると思います。企業には社会的責任があり、山に木を植えたり化石燃料から電力や水素に移行する会社も多くニュースで伝えられています。そうした会社が市民から共感を得られるのだと思います。又、老朽工場の建て替えに障害があるのであれば、その部分だけを条例で手当する仕組みをつくれれば良くて、緑地面積を維持する根幹は変える必要はないと思います。</p>	
91	<p>また、そもそも工場立地法の緑地は面積だけの規制であり、芝生などの緑地</p>	

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
	<p>を植えるだけでは CO<sub>2</sub> 削減や地域との調和などという目的とマッチしていない。つまり、芝生を植える土地さえあれば、環境負荷低減しなくても何ら問題ないことになる。SDGs 未来安心都市を目指しているのであれば、表面的なことだけ見るのではなく、本質的には何をどうすべきか、CO<sub>2</sub> フリーやカーボンニュートラルへの指標などを示すべきではないでしょうか。</p>	
92	<p>緑地を減らすのであれば、屋上にソーラーパネルの設置を義務づけるなど CO<sub>2</sub> を減らせる取り組みを行って頂きたいです。屋上庭園を作るのもいいと思います。</p>	<p>企業が緑地を減らした場合には、良質な緑地の形成への取組を第一に求めていきますが、その他、脱炭素社会の実現を目指して、新たな設備更新や建屋の建替えなどを行う際に、省エネ機器の導入や太陽光発電などによる再生可能エネルギーの利活用に加え、再生可能エネルギーの調達を図るなど、可能な限り工場から排出される CO<sub>2</sub> の削減に取り組むこととしています。</p>
93	<p>SDGs への貢献においては、緑地以外にも、太陽光発電設置推奨も良い方法ではないかと考える。</p>	<p>取り組みに当たっては、市が第三者機関である「ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザリー会議」を設置し、専門的な立場から必要な助言や提案を行う予定としています。</p>
94	<p>明石市では 2050 年のカーボンニュートラルを目指して市内全体の二酸化炭素排出量を減らしていくことを表明しています。このことは行政や市民の努力だけでなく、市内に存在する企業の協力がなしに実現できないのは明らかです。その協力を得るためにも工場立地法の特例処置については、市の SDGs 推進計画との整合性を図り、二酸化炭素排出量削減への具体的な方法をとるための重要な機会です。単に一律に緩和するのではなく、太陽光発電施設の導入を条件にするなど、様々な形で市の準則の設計が考えられます。例えば太陽光発電には、工場にも大きなメリットがあります。具体的には、発電した電気を自社で使用することによる電気代削減や、環境経営への足がかりになるといったことが期待されます。昨今の社会情勢において、環境経営は企業が対応を迫られている課題の一つであるため、太陽光発電の導入は工場立地法以外にもさまざまな面で企業の助けとなります。最近では PPA「Power Purchase Agreement(電力販売契約)」など太陽光施設導入への有利な方法が提案されています。「緑地面積の確保が難しい」という場合でも、駐車場や生産施設の壁面・屋上を緑地化する、或いは太陽光発電設備を併設する「重複緑地」を活用することで、緑地を増やすことは十分に可能です。自家消費型の太陽光発電を設置すれば、環</p>	<p>なお、国の脱炭素化に向けた補助メニューがありますので、省エネ化や脱炭素化が進むよう積極的な周知を行います。</p>

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
	<p>境施設や重複緑地として認められるだけでなく、電気代の削減やCO<sub>2</sub>排出量の減少による温対法対策など、さまざまなメリットが考えられます。市としてはその方向への誘導するための補助などの制度設計を、この機会に考えるべきなのではないでしょうか。条例もその制度を組み込む形で作ってほしいと思います。ネット・ポジティブ・インパクトも一つの方法ですが、金を出せばいいという考え方だけではなく、ぜひ明石市内の企業にCO<sub>2</sub>排出量の削減による温暖化対策へのスタートを切ってもらいましょう。</p>	
<b>制度（地域貢献）</b>		
95	<p>工場内には、科学・工学・技術・アート、アグリカルチャー・数学等を活用した様々なものや設備が存在し、子供たちにSTEAM教育ができる最適の場になる可能性があります。工場職員の方に講師になってもらったり専門の先生をお呼びしたり、各工場の特色を生かした学童・生徒達への体験教育・実践教育の場になれば市民の協力も得やすく市民からの寄附も集まり易いと思います。工場内の有志の方や地域住民やボランティアの方、学校関係者の方を巻き込んだ、市民・産・学・官の協働の継続事業になると思います。緑化も重要ですが緑化以外のアイデアも取り入れられてはと思いました。周辺市町村から良い町にお住みですね、良い会社にお勤めですね、と言われるように願っております。</p>	<p>本市が考える制度では、工場の緑地面積率の緩和に合わせて、規制緩和前よりも緩和後の地域環境等を向上させるため、企業が工場の緑地面積を減少させる場合に、企業に地域貢献活動等に取り組んでいただくこととしています。</p> <p>地域貢献の取組については、例として、体育館やグラウンド等の市民貸出や災害時の避難場所や物資の提供、工場敷地の供出（緑地や通学路、歩道など）、地域の清掃や地域交流に関する活動、地域における各種イベントへの協賛・協力、地域のこどもたちを始めとする工場見学の受入、自然環境保護に関する活動の支援などを想定しているところです。</p>
96	<p>緑地面積率が周辺環境の維持や向上につながるとは考えにくい。工場敷地はあくまで一企業の私有地内であって、市民が憩う場ではない。保安上、一般開放にもそぐわない。</p>	<p>工場立地法では、工場立地に当たり、工場の周辺地域の生活環境の保持に寄与する環境施設の整備を求めています。環境施設とは、緑地のほか噴水等の修景施設や屋外運動場、広場、屋内運動施設、太陽光発電施設などで、工場はこれらの施設を整備するとともに、一般地域に開放するなどして地域と連携している事例があります。</p> <p>そこで、本制度においても、企業が工場緑地を減少させる場合に、企業に地域貢献活動等に取り組んでいただくこととしています。</p>
<b>制度（ガイドライン）</b>		

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
97	<p>地域協定や緑化等の取組の内容に係るガイドラインを策定していただけると私たち市民も安心して明石市でくらすことができます。</p>	<p>第6条第3項において、緑化等の取組の内容に係るガイドラインを策定することを規定しており、明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度について、特定工場、地域、市が取組む内容を示した指針としてガイドラインを作成する予定です。</p> <p>良質な緑地の形成については、緑の機能を高める取組を誘導するため、緑量や樹種を考慮した適正な配置などを、CO<sub>2</sub>排出量の削減については、新たな設備更新や建屋の建替えなどを行う際に、省エネ機器の導入や太陽光発電などによる再生可能エネルギーの利活用に加え、再生可能エネルギーの調達を図ることを、地域貢献については、地域ニーズへの対応や地域課題の解決に取り組むべき取組例を記載する予定です。</p>
<b>制度（アドバイザー会議）</b>		
98	<p>明石市版ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザー会議を、第三者機関として設置することで、企業と地域、行政との良好な関係性を創ることができると信じているので、これは是非実現してもらいたい。</p>	<p>市の考える制度では、工場の緑地面積率の緩和に合わせて、規制緩和前よりも緩和後の地域環境等を向上させるため、企業が工場の緑地面積を減少させる場合に、企業に良質な緑地の形成やCO<sub>2</sub>排出量の削減、地域貢献活動に取り組んでいただくこととしています。</p>
99	<p>「緩和の可否を決定するための機関」となり、強制力が強まり企業にとって負担が増すのではと危惧します。「経済・環境・社会の三側面から助言、提案するための第三者機関」であればよいのですが。</p>	<p>これらの企業による取組について総合的に評価し、専門的な立場から必要な助言や提案を行うための第三者機関として、「明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザー会議」を設置する予定としています。</p> <p>緩和後の工場の緑地面積率等は条例制定によって適用されますので、「明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザー会議」は、緩和の可否を決定するような機関ではありません。企業の負担軽減を図りつつ、各企業の実情に応じた強みや特性を活かした取組を促すことを目的としています。</p>
<b>制度（地域協定）</b>		

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
100	<p>第6条にて工場内緑地率の緩和に伴う緑地の減少後における周辺地域の経済、環境及び社会の全体が緑地の減少前と比してより良いものとなるという、ネット・ポジティブ・インパクトの考え方が評価できる。この考え方が地域協定の締結など明確な条件付きであることが分かりやすい文面にして欲しい。</p>	<p>工場立地法第4条では、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則を公表することとなっており、主に、①生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項、②環境施設等の配置に関する事項が規定されています。</p> <p>また、同法第4条の2では、市は、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設それぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、国が公表された準則に代えて適用すべき準則を条例で定めることができますが、工場立地法に基づく届出に条件を付すことはできないこととなっています。</p> <p>については、地域協定の締結等は条件ではなく、条例制定によって工場緑地面積率を緩和した上で、別途、市独自の取組として行うものです。</p>
101	<p>我々市民としては周辺の各工場が地域協定は安心感がある。各工場は、地域があってこそその工場立地である考え方を示してもらえるとありがたい事です。</p>	<p>工場緑地面積率等の緩和に伴う市民生活への影響や、工場と周辺環境との調和、緑地の持つ多面的な機能を踏まえると、工場緑地面積率等の緩和には、環境への配慮と地域の理解が必要であると考えています。</p>
102	<p>工場は地域社会の一員として立地し、事業活動を営んでいけます。地域住民の理解と協力、地域環境への貢献があって初めて、地域に根差した企業活動が営めます。そもそも工場立地法によって工場敷地内に一定の緑地面積を確保することを義務づけた現行の緑地面積確保が規制された当時と異なり、今日ではその緑地の意義が飛躍的に高まっており、SDGsを自治体も工場も掲げる限りは、むしろ緑地の質をより高めていくことが要請される時代です。そのような中で、検討会の答申が「周辺地域との関係」を重視し、自治基本条例と協働のまちづくり推進条例に基づく地域のまちづくり組織である「まちづくり協議会」等との協議と協定締結を義務づけたのは、極めて妥当な考え方であり、条例に盛り込むことは当然だと思えます。</p>	<p>そこで、本市が考える制度では、工場の緑地面積率の緩和に合わせて、企業が工場の緑地面積を減少させる場合に、企業に良質な緑地形成等の取組を行っていただくとともに、パートナーシップによるまちづくりを推進する観点から、特定工場とその立地する地域の住民及び市は協定を締結することを予定しています。</p> <p>地域協定の締結の主旨は、参画と協働、情報の共有と考えています。企業の様々な取組については、地域にあまり知られていないことも多いため、協定を締結する過程を通じて理解を深め、企業と地域、そして行政がパートナーシップでまちづくりの推進を図ろうとしております。</p> <p>また、本市は、これまで小学校区単位でのまちづくりに力を入れており、</p>

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
103	<p>企業に対する規制を緩和するためには、ネット・ポジティブ・インパクトのような住民への配慮の対策は是非とも必要です。それに加えて、地域住民への配慮はとても重要です。明石市のような工場がある場所に、住宅地がどんどん増え、結果として密集してしまったようなことも起こっています。企業と住民の協定といったものが必要だと思えます。</p>	<p>支援を行ってまいりました。地域と特定工場との協議に当たっては、市は調整役としての役割を担います。</p> <p>まちづくり協議会が緩和の可否を決定する制度ではありません。</p>
104	<p>NPI アドバイザー会議がしっかり判断基準を明確化し、住民エゴによる企業活動の悪い意味での妨げにならぬように運営がなされるようにしてほしい。</p>	
105	<p>まちづくり協議会に緩和有無の権限を渡すのは大丈夫なのか。どのような法律の下、権限を与えるのか?ますます、役員のなり手がなくなるような気がする。そうなるとまたプロ市民が明石の街を混乱さすのではないか?</p>	
106	<p>周辺工場とはうまくやっています。協定を結ぶのは簡単だと思いますが、関係性を考えると心配なところもあります。</p>	
107	<p>地域協定の締結は、地域に強固な反対者がいた場合、緩和ができないので反対です。</p>	
108	<p>市民意見募集の結果、「工場緑地や工場と地域の関わりについて、どのようなことを求めるか」との選択肢による設問に対して次の項目が多く選ばれていました。①工場緑地の適正な維持管理、②騒音、振動、悪臭、飛砂、風塵の防止、③CO<sub>2</sub> 排出量の削減、④災害発生時の避難場所や物資の提供上記の項目のうち①、②及び③が工場緑地面積の緩和の影響を受けます。したがって、第8条(協定の締結等)を次のように変えることを提案します。</p> <p>第8条 市、対象事業者及び地域組織は、工場内における緑化等の取組及び次の各号にかかる対策を内容とする協定を締結するものとする。</p> <p>(1)工場緑地の適正な維持管理  (2)騒音、振動、悪臭、飛砂、風塵の防止  (3)CO<sub>2</sub> 排出量の削減</p>	<p>市民意見募集の結果、主な内容として、生活環境への影響から緩和に反対する意見をはじめ、適正な維持管理を求めるものやCO<sub>2</sub>吸収源としての緑の確保など工場緑地の維持を求めるものとともに、工場からの騒音、振動、風塵などの防止やCO<sub>2</sub>排出量の削減を求める意見、さらには、災害時の避難場所や支援物資の提供など、広く工場の環境面、生活面での貢献を求めるものがありました。一方、防災上や安全上、生産効率の向上に向けて建替や設備投資を進めるため、早期の工場緑地面積率の緩和を求める意見や、緩和する場合は、受益者負担の原則で、他市事例のように別の場所に代替緑地などを確保する制度にしてはどうかという意見などもいただきました。よって、本制度では、工場緑地面積率等の緩和に合わせて、企業が工場の緑地面積を減らす場合に、良質な緑地の形成やCO<sub>2</sub>排出量の削減、地</p>



No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
		<p>域貢献に取り組んでいただくこととしています。 なお、特定工場によって状況は様々であり、特定工場が立地する地域において抱えている課題も異なることから、地域との話し合いのもと、個々の事案ごとに取組を進めていくものと考えています。</p>
<b>制度（インセンティブ）</b>		
109	<p>工場緑地面積率や環境施設面積率の割合について市が指定した割合以上に多くの緑地を備えることができた企業には協力金などを与える制度などを採用してはどうか。</p>	<p>企業の地域や環境への貢献が評価され、企業のブランドイメージの向上につなげることを目的として、市は、企業の取組について地域に情報提供するとともに、とりわけ顕著な取組に対しては表彰を実施するなど企業に様々なメリットが生じ、負担が軽減できるよう工夫して取り組んでまいりたいと考えております。</p>
110	<p>企業の取組について、良好な影響を与えたと認めるときに、その功績を広く知らしめていくことが市の役割と考えます。それは企業にとっても意味のあることと考えます。</p>	
<b>市民参画手続き</b>		
111	<p>市民参画条例第12条(審議会等の委員の選任等)第1項第5号には、次の規定があります。委員総数の2割以上は、公募による市民の委員とすること。ただし、法令により委員の構成が定められているときその他公募の委員を選任しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。同条第2項第3項には、次の規定があります。市長等は、毎年度、審議会等(前項ただし書の規定により、同項に規定する公表をしないものを除く。)ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>(1) 委員の氏名、選任の区分、任期その他市長等が必要と認める事項</p> <p>(2) 公募による市民の委員がない場合は、その理由</p> <p>緑地面積の緩和に関する二つの条例の策定に関しては、その策定の過程に市民参画手続きが適正に実施されたかどうか論点になっています。</p>	<p>工場の緑地面積率等の緩和は市民生活に影響を及ぼすため、市民の十分な理解が必要であることから、市民参画手続きの一つとして、学識経験者をはじめ経済団体、環境団体、市民・地域代表によって構成される「明石市工場緑地のあり方検討会」を設置しました。</p> <p>当検討会においては、早期に検討を開始する必要があり、公募手続きに必要な期間を確保できなかったため、公募による市民委員の選任は行っていませんが、本検討会のテーマに沿った、他の審議会や、行政委員会において、市民公募で選ばれた方を、検討会委員として参画いただいたところです。</p> <p>また、工場緑地は市民の生活環境に密接に関わることから、検討状況を周知し、検討過程においても広く市民に意見を聞く機会を設けるべきでは</p>

No.	ご意見等の概要（※同様のご意見は集約しています）	市の考え方
112	市民参画手続きとして、検討会が設置され、パブコメも実施されており、適正に処理されたものと考えています。ついては、内容に関して反対の意見があると載っていましたが、手続きに問題はなく、条例に賛成します。	ないかといったご意見に加え、市民団体から意見聴取に関する要望書が提出されたことを受け、工場緑地にどのようなことを求めるのか市民意見募集を行いました。この意見募集に当たっては広報紙や市 HP を用いて、5 か月間にわたって募集を行った結果、約 600 件の意見が寄せられました。
113	明石市の憲法というべき、明石市自治基本条例にもとづく市民参画を経て出された結果を最大限尊重すべきと考えます。「あり方検討会」の答申書に賛成です。	さらに、検討会の答申を最大限尊重して作成した条例素案について、このたびパブリックコメントを実施し、116 件の意見が寄せられました。
114	議員提出議案で、緩和に対する配慮措置もしていない条例が決まったとの報道がありましたが、市民に対してのパブコメや丁寧な説明もないのはおかしいので、検討会答申を元にした条例をきちんと作ってください。	このように、市による工場の緑地面積率の緩和に係る条例の検討については、多様な市民意見を求めて取り組んだものと認識しています。
115	日議員提出の条例が採択されたと知り、市民の意見を伝える機会もないものかと失望していましたが、今回このような形でパブリックコメントが募集され安心しました。今後とも、市民の意見を取り入れて条例制定等を進めていただきたく、宜しくお願いいたします。	
116	そもそも、10 年以内に世界が CO <sub>2</sub> 排出に努力しなければ、動植物に大きな変化をもたらし、人類の生存をも危うくなります。気候変動もすでに起こっています。緑化について企業に偏重した結論より、企業も市民も一緒に考えて、よりよい明石を考える時代です。民主的な手続きを大切しましょう。	
117	広く市民全体へのアンケートや住民投票も視野に考えてほしいです。	